公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開（別紙様式4）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1	1010005016782	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	一般社団法人全国地方銀行協会 東京都中央区新川1-28-23	6010005017636	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	一般社団法人第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5番地	7010005018658	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-5	2010005002303	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	農林中央金庫 東京都千代田区大手町1-2-1	2010005004002	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲2-10-17	9010001120408	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	労働金庫連合会 東京都千代田区内神田1-13-4	7010005002125	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
社会保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町2-3-1	5010001112730	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1	1010005016782	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	一般社団法人全国地方銀行協会 東京都中央区新川1-28-23	6010005017636	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	一般社団法人第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5番地	7010005018658	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-5	2010005002303	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	農林中央金庫 東京都千代田区大手町1-2-1	2010005004002	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲2-10-17	9010001120408	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	労働金庫連合会 東京都千代田区内神田1-13-4	7010005002125	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町2-3-1	5010001112730	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-5	2010005002303	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	農林中央金庫 東京都千代田区大手町1-2-1	2010005004002	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	労働金庫連合会 東京都千代田区内神田１丁目１３番４号	7010005002125	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	東京都個人タクシー国民年金事務組合 東京都中野区弥生町5-6-6	6011205000092	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	国民年金基金連合会 東京都港区六本木6-1-21	3700150006616	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき20円	1件につき20円	100%	－	－	－	－	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社セブン－イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8-8	1010001088181	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社ローソン 東京都品川区大崎1-11-2	2010701019195	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦3-1-21	2013301010706	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	4010001030181	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町3-10-1	4010001008806	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1	9240001010841	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5-421	6430001075018	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南1-8-27　日新ビル	5010401013033	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	イオンフィナンシャルサービス株式会社 東京都千代田区神田錦町1-1	2010001010887	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	協同組合エヌシー日商連 東京都港区芝公園3-5-8	9010405001955	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社オーシー 大分県大分市末広町2-3-28	7320001000687	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社オリエントコーポレーション 東京都千代田区麹町5-2-1	9010001070784	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1	2013301002884	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6.5円	立替納付金額 1,000円あたり6.5円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	8010401050511	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり7円	立替納付金額 1,000円あたり7円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	三井住友トラストクラブ株式会社 東京都中央区晴海1-8-10	9010701015972	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり7円	立替納付金額 1,000円あたり7円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社ジャックス 東京都渋谷区恵比寿4-1-18	2440001001001	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲2-2-31	3120001082353	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	東急カード株式会社 東京都世田谷区用賀4-10-1	8011001016596	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市西区牛島町6-1	8010601027383	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社日専連 東京都千代田区神田駿河台3-4	7010001020832	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3-33-5	8010001000016	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり7円	立替納付金額 1,000円あたり7円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社UCS 愛知県稲沢市天池五反田町1	2180001086250	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	ライフカード株式会社 神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	3020001086810	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	楽天カード株式会社 東京都港区南青山2-6-21	2010701019377	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり6円	立替納付金額 1,000円あたり6円	100%	－	－	－	－	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル,Inc 東京都港区虎ノ門4-1-1	8700150009366	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額 1,000円あたり7円	立替納付金額 1,000円あたり7円	100%	－	－	－	－	単価契約
次期年金の「見える化」Webサイトに係る設計・開発・運用・保守業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	予算決算及び会計令第99条の2 （不落随契）	525,357,312	523,268,900	99.60%	－	－	－	－	応札者2者
スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1-2-2	6010001139434	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に該当するため。（公募）	@ 58外 複数単価契約	@ 58外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約 予定調達総額 15,992,000円
公的年金給付総合情報連携システム更改に伴う年金給付システムのシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	年金給付システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者に帰属しており、現下において第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ⅱ)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	109,133,640	109,133,640	100%	－	－	－	－	
電子計算組織用装置の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾並びに電子計算組織用装置等の導入撤去及び設置に関する契約	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	年金給付システムの一部更改を行うものであるが、電子計算機の内部仕様にかかる設計書の著作権等当該事業所に帰属し、現下において第三者以外に対するその利用許諾等は認めていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ⅱ)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	14,492,889,136	14,492,889,136	100%	－	－	－	－	
数理統計システムの現行資産分析（被用者年金一元化統計サブシステム及びクライアント）業務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	対象となるソフトウェア等の著作権は当該事業所株式会社日立製作所（以下「（株）日立製作所」という。）に帰属し、現下において第三者以外に対するその利用許諾等は認めていないことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号該当するため。	14,740,440	14,740,440	100%	－	－	－	－	
官報公告の掲載　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-3	6010405003434	官報の編集、印刷及び普及事務については、独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号により、（独）国立印刷局の業務とされていることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 847（税込）	@ 847（税込）	100%	－	－	－	－	単価契約 予定調達総額 2,239,468円
文書の外部倉庫での保管及び集配等業務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月1日	沼尻産業株式会社 茨城県つくば市榎戸783-12	4050001053955	本業務は、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号の規定に該当するため。	@ 44外 複数単価契約	@ 44外 複数単価契約	100%	－	－	－	－	単価契約 予定調達総額 4,832,630円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
年金業務システム（個人番号管理サブシステム（情報連携））の更改に係る環境構築、アプリケーションソフトウェアの改修及びデータ移行業務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年4月30日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(ｉ)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。（公募）	4,007,845,424	4,007,845,424	100%	－	－	－	－	
住基接続システムに係る耐タンパー装置の賃貸借及び保守業務　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年5月7日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(ｉ)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。（公募）	87,387,121	87,387,121	100%	－	－	－	－	
年金業務システム（個人番号管理サブシステム（情報連携））に係る基盤製品の賃貸借及び保守業務（継続契約）一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年5月7日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	7010001008844 2010001033475	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(ｉ)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	624,339,302	624,339,302	100%	－	－	－	－	
令和7年度税制改正に伴うシステム開発　一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年5月7日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第１項(b)(ⅱ)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	110,525,052	110,525,052	100%	－	－	－	－	
年金業務システム（フェーズ2）に係る設計・開発等（区分6・区分7：基盤サブシステム（共通プラットフォーム）に係る設計・開発及び環境構築並びに基盤製品に係る賃貸借及び保守業務 一式（その3））	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年5月26日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	1020001071491	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(ｉ)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。（公募）	6,556,052,360	6,556,052,360	100%	－	－	－	－	
特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ完了による振替加算勧奨の見直しに伴うシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口　俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和7年6月24日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第１項(b)(ⅱ)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	199,592,184	199,592,184	100%	－	－	－	－	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。